

独立行政法人国立成育医療研究センター 病院情報システム利用者マニュアル

平成22年4月 1日 制定
平成23年5月 1日 一部改正
平成23年7月30日 一部改正
平成26年12月3日 一部改正

1. はじめに

本マニュアルは、独立行政法人国立成育医療研究センター病院情報システム(以下「情報システム」という。)を安全に管理、運用するため、独立行政法人国立成育医療研究センター病院情報システム運用管理規程(平成22年4月1日規程第82号。(以下「運用管理規程」という。))を基に、情報システムの利用者が注意すべき事項を定めたものである。

従って、情報システムの利用者は、本マニュアル及び運用管理規程を遵守して、診療情報等の漏洩、改ざん、破壊などが発生しないように、安全に情報システムを利用しなければならない。この他、病院情報システムに関連する内規等を遵守すること。

なお、利用者権限は、情報システムを利用する上で、利用資格の識別およびプログラムやデータファイル等への不正アクセスを制御し、データの変更等において利用者の真正性を高めることを目的とし、利用者情報区分によりアクセス権を設定するものである。

2. 情報システムの利用

情報システムは、業務の責任者が利用者登録申請を運用責任者に提出したものを情報システム管理者が利用権限の付与を決定し、運用責任者により利用権限を登録された者のみ利用できるものとする。ただし、センター病院職員以外の者に対する利用者権限は、「独立行政法人国立成育医療研究センター病院職員以外の者に対する医療情報システム利用者権限付与規約」に定める。

3. 義務と懲罰

情報システムの利用者は、本マニュアルに則って情報システムを利用しなければならない。また、情報システム上の情報について守秘義務を負わなければならない。これに違反した場合は、独立行政法人国立成育医療研究センター懲戒規程(平成22年4月1日規程第17号)に基づく懲戒の対象となる。

4. 情報システムの利用時のセキュリティ

1) 利用時の画面管理および就業時間外の情報システムの利用内容報告

(1) 端末利用中に席を外す場合には、他の者にそのまま自分の権限で端末を利用されないよう、必ず処理をログオフする。ログオフ処理をせずに席を外した場合、その間に行われた不正行為に

については、ログオフ処理せずに席を外した利用者の責任とする。

(2)利用者は、端末の利用を終了する場合には業務終了処理を行い、ログオフ状態になければならない。

(3)利用者は、勤務時間外に情報システムを利用した場合、利用内容の報告を部門の管理者に行わなければならない。

(4)利用内容の報告をしない場合には、懲罰を課されるものとする。

2) 名札の着用

(1)情報システムを利用できる端末が設置してある場所では、必ず名札を着用しなければならない。

(2)身近に非着用者がいた場合、ただちに運用責任者に連絡し指示を受ける。

5. 情報システム運用管理面でのセキュリティ

1) 設備について

利用者は、運用責任者が許可した装置以外で情報システムを利用してはならない。

2) 可搬記憶媒体の使用

可搬記憶媒体(フロッピーディスク・USB メモリ等)の使用は原則禁止とする。ただし、業務上どうしても必要な場合は所属長から情報システム管理者に申請する。

3) ドキュメント管理

(1)重要度の高いドキュメントや帳票のコピーや持ち出しは、業務の管理者の許可を得なければならない。

(2)診療記録のハードコピーなど重要度の高いドキュメントや帳票が不要になった場合には、速やかにシュレッダーで破砕する。

(3)重要度の高いドキュメントや帳票は、鍵付きのキャビネットまたは施錠した部屋(保管庫も含む。)に保管する。

6. 電子カルテシステムの利用時のパスワードセキュリティ

1) パスワードセキュリティ

情報システムの利用者は、パスワードセキュリティの侵害またはその恐れがある場合には、速かに運用責任者に報告しなければならない。

2) パスワードの利用者の責任

利用者は、パスワードの選定および使用に際しては、本ガイドラインに従わなければならない。パスワードを失念した場合あるいは漏洩した可能性がある場合には、速やかに運用責任者は監査責任者に届け出なければならない。

3) 利用者IDとパスワード管理

(1)利用者は、初期登録時において運用責任者より配布されたパスワードを一時利用し、有効期限までに自らのパスワードを「パスワード変更ツール」にて設定する。

(2)パスワードを紙などに記述して記録しない。

(3)パスワードをファンクションキーなどに登録しない。

(4)パスワードは、次のような推測可能な設定にしない。(パスワードの禁則)

- ① 年月日、曜日、その他日付に関すること
 - ② 姓名、名字、イニシャル、ニックネームなど
 - ③ 医療機関名、部署名、それらに関するもの
 - ④ 電話番号やそれに類似するもの
 - ⑤ ユーザ識別子、ユーザネーム、グループID、他のシステムの識別子
- (5)パスワードを忘却した場合の再発行は以下の手順による。
- ① 運用責任者に連絡をする。
 - ② パスワードの確認を行う。
 - ③ 「パスワード変更ツール」を使用して、速やかにパスワードを変更する。

7. 法的に利用される電子カルテ情報の管理

- 1)法的に利用されるデータと署名データについては、法的に求められる期間保管しておく。
- 2)法的に利用されるデータと署名データを、可搬記憶媒体で保管する場合には、施錠したキャビネットまたは施錠した部屋で管理しなければならない。また、用紙で保管する場合も同様の取り扱いによって管理する。
- 3)診療によって得た情報は、患者を特定できる情報(患者基本情報など)を含めて、病院情報システム配下の診療録及び諸記録以外に継続的に記載・記録し、保存(電子媒体を含む)することを禁止する。ただし、倫理審査委員会もしくは医療及び個人情報管理委員会にて承認されたもの、診療情報の二次利用に関する細則の審査対象外とされたものを除く。

8. 機能の開発・運用・変更の依頼

利用者は、病院情報システムにおける新機能の開発や運用の変更を依頼する場合は、システム検討依頼書に記載し、所属長の承認を得たうえで、情報管理部に提出する。

9. 事件または異常事象の報告

情報システムに何らかの異常が検出あるいは疑われた場合は、直ちに運用責任者に異常事象を報告する。

10. 教育・訓練

新たに情報システムを利用することになった者は、情報システムを利用する前に、教育研修を受け「情報憲章」のもとシステムを使用しなければならない。

(添付資料)

平成22年4月1日規程第82号

独立行政法人国立成育医療研究センター病院情報システム運用管理規程

目 次

第1章 独立行政法人国立成育医療研究センター情報憲章

第2章 管理組織

第3章 電子保存に関する運用・管理

1. 総則
2. 業務
3. 運用
4. 懲戒

第4章 電子保存する情報の範囲

電子媒体による保存を認める文書等

第 1 章 独立行政法人国立成育医療研究センター情報憲章

(独立行政法人国立成育医療研究センターにおける患者情報のあり方)

- 全ての患者情報の取得・保管・管理・運用は患者本人または適正な代理人との合意に基づき、施設として独立行政法人国立成育医療研究センター病院が行うものとする。
- 独立行政法人国立成育医療研究センター病院は「患者情報」の取得・保管・管理・運用にあたっては「内容の正確性の確保」・「安全保護措置の実施」・「透明性の確保」に十分な配慮を行い、かつ可能な限りプライバシーの保護に努めなければならない。
- 独立行政法人国立成育医療研究センター病院は「患者情報」の取得・保管・管理・運用にあたっては診療、職業、所属機関に関する法律、規則、条例及び通達を遵守し、かつ保存情報の相互利用性を確保することに努めなければならない。

第 2 章 管理組織

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立成育医療研究センター情報憲章に則り、独立行政法人国立成育医療研究センターにおいて、法令に保存義務が規定されている診療記録および診療諸記